

## ドイツ型金融システムとライヒスバンク

居城, 弘  
静岡大学人文学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4362569>

---

出版情報 : 経済学研究. 66 (3), pp.33-51, 1999-12-31. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# ドイツ型金融システムとライヒスバンク

—「バンク・アンケート・Bank-Enquete 1908/09」を中心として—

居 城 弘

## はじめに

現代の金融システムが多くの問題を抱え不安定性を増大させていることは、衆目の一致するところであろう。ヘッジファンドに代表される、国際短期資本移動の攪乱的な運動が、外国為替や国際金融を動揺させ、途上国をめぐる通貨不安の連鎖を拡大させている。国内面においても、先進諸国ではおしなべて長期にわたる財政赤字の結果、公的債務が累積し金融市場に大きな影響をもたらしている。国債をはじめとする金融資産の累積は、低成長下の貨幣資本形成の基盤のもとで、全体として過剰流動性を増大させ、それによって金融システムを不安定にさせている。金融のグローバル化や「自由化」が、このような背景のもとで進行し、通貨当局による金融政策運営も、難しい状況に直面している。

「金融システムと中央銀行政策」の考察にあたっては、現代の通貨・金融問題の歴史的位相を明確化することが前提となる。そのための一つのアプローチは、金融システムの形成・確立の過程を歴史的に分析し、その特徴・問題点を明確にすることである。小稿はこの課題に向けた作業として、古典的段階における、「ドイツ型金融システム」とライヒスバンクをめぐる問題点に迫ることを課題とする。

いわゆる「ドイツ型金融システム」は、その中心的位置を占める銀行業が、銀行業務と併せて、証券業務や創業業務をも遂行する、「兼営銀行制」に立脚したことが特徴であるが、それによって、商業銀行主義と分業制にもとづくイギリス型の金融システムとは、対照的な性格を示したのであった。

ドイツにおいて、兼営銀行という銀行類型を生み出したのは、その資本主義化のあり方、とりわけ後発資本主義国として急速な工業化を実現するため、株式会社や証券制度による資本蓄積が求められたからであった。工業化の金融的課題を果たすために、銀行は、株式会社の創業や証券発行業務に、当初から積極的に関わることとなった。しかし、「証券銀行」、「投機銀行」などと呼ばれた初期の性格は、その後、預金や貸付、交互計算取引など、産業企業との恒常的な銀行取引関係が深化するとともに、次第に変化していった。交互計算業務などを基礎とし、証券業務をこれと有機的に結合する兼営銀行制は、こうして、19世紀末の銀行集中運動の進行によって最終的な確立をみることとなった。以下では、まず、「兼営銀行制」の特質把握について整理する。その後、1907年恐慌を契機として行われた「バンクアンケート1908/09」を対象として、そこにおいて取り上げられた諸論点について、検討を加えることとしたい。この恐

慌において、「兼営銀行制」を基軸とする「ドイツ型金融システム」の問題点が顕在化したと考えるからである。

## 第1節 ドイツの兼営銀行制の特質とその問題点

ドイツ信用制度の中心的構成部分をなす株式会社銀行は、その生成・展開と銀行集中運動を通じて、兼営銀行として確立する。兼営銀行制に基づくドイツ型銀行類型の特質はどのようなものであったのかについて、さらには、そこに胚胎した問題点として、以下のことを指摘しておこう。

### 1 兼営銀行制成立の背景と契機

まず、兼営制銀行が19世紀ドイツにおいて生成し定着した背景、契機についてであるが、第1には、後発的ドイツの工業化の進展が要請した金融的課題、つまり当初から設備投資に向けられる資金の調達、資本集中のための株式会社形態が不可欠であり、その創業・組織変更を媒介することが「銀行」に求められたからであった。したがって銀行の業務の重点が、株式会社の創業や組織変更、証券引受、発行の領域に向けられることとなった。しかし、第2に、初期の信用銀行に見られたこうした「証券銀行」的性格は、その後の展開のなかで次第に変化していった。1870年代初頭の「設立ブーム」崩壊の後、70～80年代の経過のなかで、産業企業との恒常的な取引が拡大し、それとともに正則的銀行業務の領域が強化されていった。そして交互

計算取引や預金取引の拡張という基盤のもとで、証券発行業務の展開が行われるようになり、こうして銀行業務の「兼営化」が進んだからである。兼営銀行制の成立の第3の契機は、銀行集中運動の展開であった。地方諸産業と密接な関係にあった地方の諸銀行が、ベルリンの金融市場（証券市場や手形割引市場）を基盤として活動した、ベルリン大銀行の主導による銀行集中運動のなかで、その支配下に組み込まれていくことによってである。

工業化の進展とともに、各地の産業の資金需要が増大するなかで、地方銀行の資金力の限界が深刻なものとなっただけでなく、貸付の固定化、長期化による流動性の悪化が進行した。設備資金に向けられる銀行の信用供与が増加したからである。地方銀行は、資金力の限界を克服するとともに、貸付の流動化を迫られたのである。こうして、金融市場での資金調達、証券発行を求める地方諸銀行を、産業的取引基盤の一層の拡大をめざしたベルリン大銀行が、株式参加、利益共同体などの形態を通じて、実質的に従属化させ、ベルリン大銀行を中心とする銀行コンツェルンを確立し、兼営銀行制の最終的定着がもたらされたのであった。

### 2 兼営銀行制の業態の特徴

兼営銀行としてのベルリン大銀行は、次のような業態上の特徴を示した。とくに、産業金融の展開を中心に検討する。産業の顧客に対する取引の基礎は交互計算取引であった。まず、顧客にとっての受取、支払、取立、送金などの貨幣取扱業務が、交互計算勘定において処理された。こうした支払取引の媒介と結びついて行われる、銀行と顧客との信用関係、債権債務関係は、期間を定めて差し引き清算され、利子・手

1) 拙著『ドイツ金融史研究』ミネルヴァ書房（近刊予定）第5章「銀行集中運動の展開と兼営銀行制の確立」を参照

数料が計上された。銀行の顧客への貸付・信用関係が発展していき、交互計算信用・交互計算貸付の形態で、銀行信用の供与が行われた。こうして貸し付けられた銀行信用は、顧客の振替指図による振替取引や、手形取引にもとづいて支払にあてられた。このように交互計算信用は支払取引と結びついていたのであった。

とくに注目すべきことは、産業の顧客にとって、交互計算信用が運転資金だけでなく、さらに、繰り延べられ、貸付が更新されることによって、事実上、設備投資のための長期の貸付としても用いられたことである。信用銀行による産業金融は、このように、交互計算信用による設備投資や固定資本投資にたいする金融として展開されたのであった。交互計算取引にもとづく支払の媒介や短期の信用関係から発展し、長期の資本信用供与へと進展するとともに、銀行と産業の関係は長期化し、緊密化することとなった。銀行は交互計算業務を通じて、顧客の営業状態を把握し、収益の安定、預金業務の拡大を進めただけでなく、貸付の回収や設備拡張のための証券発行への展望をひらき、さらには株式参加や取締役・監査役派遣による人的結合へと導いていくものであった。交互計算業務は、まさしく銀行の対産業関係の「枢軸点」をなすものであった。ドイツの諸銀行の、交互計算貸付による産業金融の拡大は、重工業化や資本の集積・独占の形成を、信用制度の側から強力に支援するうえで、大きな役割を果たした点は明らかである。

### 3 銀行流動性問題

銀行によるこうした信用の拡張は、新たな問題を生み出すこととなった。それは、ここにおける信用関係が媒介した貸付内容が、設備の拡

張・資本信用の性格を強めたことによって、貸付の長期化や固定化の傾向が顕著となり、銀行の流動性を圧迫する要因となったことである。

兼営銀行制のもとでの流動性悪化を改善するという課題は、次の方向において追求されることとなった。1つは、交互計算信用による貸付債権の証券化であって、株式や社債の発行により流動化し、回収をはかることであった。2つには、銀行の現金準備の強化と、銀行運用資本の拡大である。そのための基礎として、預金業務を拡張し他人資金の吸収を強化することであった。さらに3としては、交互計算信用の貸付債権を、手形形態に転換すること、つまり、引受信用、銀行引受手形の形態での銀行信用の供与、がそれである。以下では、これらについて説明を加えることとしよう。

(1) 交互計算信用と証券発行との関係は、金融資本形成の論理との関連で、これまでもっとも重視されてきた論点である。交互計算信用による貸付が長期化し、固定化する事態に対し、この貸付債権を株式や社債の形態に転換し、証券発行・売出しによって貸付の流動化・回収がはかられていくメカニズムである。「創業者利得」の可能性もそこで与えられる。しかし、留意すべきことは証券発行による債権の回収・流動化は、何時でも可能なわけではないということである。貸付を受けた企業の順調な経営と収益の安定という前提の上で、証券市場の動向に規定されることは明らかであろう。市場での売出しが順調に進展しなければ、銀行は発行証券の引受負担を余儀なくされることになる。ここから、産業金融を積極的に展開した信用銀行は、証券市場の動向に大きな利害関心を持たざるをえなかった。ベルリン大銀行は、証券業務の拡大

(引受発行業務、顧客投資家からの委託売買業務、自己売買業務)を通じて、証券取引においても支配的な役割を果たしたのであるが、それによって、市場の取引や相場動向に対する大銀行の影響力も増大していった。ルポール、ロンバード信用などの証券金融のルートを通じて、さらには、大銀行の証券売買取引の大きな部分が自行内で相殺されることから、市場取引に出される相殺差額部分の調整をつうじて、証券市場にたいするベルリン大銀行の影響力が拡大することとなった。

- (2) ベルリン大銀行による預金業務の拡張、預金の増大は、信用銀行の性格変化、つまり「証券銀行」から兼営銀行への移行の一つの契機でもあった。それとともに、産業金融や投資金融の展開に対応し、銀行の現金準備と資本的な基盤を強化するためのものであった。預金業務の積極的展開は、最初にドイチェバンクによって70年代に切り開かれた方向であった。同行は、預金・商業銀行の業務分野の重視という創業時の経営方針にもとづき、当初から預金の拡大につとめた。そのための一つの方法として、預金取扱所 Depositenkasseを設置し、それを通じて預金の集中を進めたが、このやり方はその他の大銀行によっても採用されることになった。ベルリン大銀行の預金量の増大は、さらに、銀行集中運動を通じて進展した。系列下に入った地方諸銀行の預金の一部が、ベルリンの銀行に預けられ、そのもとで運用されたからである。預金量の拡大は、当然、交互計算勘定の預金(当座預金)だけでなく、その他の一般預金においてもみられたが、年とともに、一般預金は交互計算預金に匹敵する勢いを示した。これによってベルリン大銀行の活動の基盤はさらに

強化されたのである。

- (3) さらに、交互計算貸付は引受信用、銀行引受手形の形態でも与えられた。引受信用は、顧客の手形に対して、銀行が引受を与える信用形態である。顧客は引受を与えられた手形・銀行引受手形を、自らの支払にあてることも、他の銀行で割り引いてもらうこともできた。しかも、手形が繰り返し更新され、事実上、長期の信用にも利用されることとなった。ほんらい、隔地間取引や貿易金融の領域で行われてきた引受信用、銀行引受手形の形態が、産業への設備貸付においても利用されるようになり、各地の産業的中心とくにライン・ウエストフアーレン地域で活動した地方銀行においても行われるようになったことが特徴である。ベルリン大銀行においても、貿易金融をはじめ、産業金融やさらに取引所金融のために、引受信用の利用が拡大した。こうして、ドイツの金融市場において、銀行引受手形の流通がひろがっていった。

大銀行による引受手形は、ドイツの割引市場では第一級の優良手形の格付けが与えられ、最優遇利率で割り引かれた。しかし、長期化する貸付に手形が用いられ、それが次々と更新され、割引市場で割り引かれていくという、この信用形態は、銀行信用や割引信用に支えられた、事実上の長期貸付に、手形の形式を用いることによって、銀行にとっての流動性の外観をよそおわせるための方法であったといえることができるであろう。こうして、ベルリン大銀行の産業金融において、交互計算貸付の拡大に対応して、銀行引受手形の流通が拡大していったのである。このように、産業に対するベルリン大銀行の積極的な信用供与がもたらした、貸付の長期・固定化による流動性問題への対応として、

大銀行による証券発行、預金、引受信用と手形割引を通じて、それぞれの業務領域の拡張が進展したのであった。

こうして論点を整理していくと、信用銀行の流動性をいかに確保するかが、ドイツ型銀行類型・兼営銀行制の最大の問題であった、ということが出来る。したがってまた、それゆえに、証券市場と手形割引市場などの金融市場にたいし、それぞれ大銀行にとっての流動性確保のための拠点として、証券や手形の売買取引や市場への資金供給のコントロールを通じて、大銀行の支配的な影響力が強化されていった。このようにして、ベルリン大銀行の金融市場や信用制度における強大な地位と、その支配構造が確立したのであった。しかし、こうして銀行信用の著しい膨張が進行することによって、銀行流動性問題は、金融の逼迫化とともに、あらためて現実のものとして顕在化することとなった。ここでは、ライヒスバンクの政策展開と、ドイツの通貨制度の存立を揺るがしかねない深刻な事態としてクローズアップされることとなった。

## 第2節 1900年・1907年恐慌とライヒスバンク

ドイツ資本主義は、19世紀末好況過程から1900年の恐慌を挟んで、世紀初頭の好況局面を経て、1907年恐慌を迎える。ドイツ型金融システムとライヒスバンクが、ここにおいてどのような状況を迎えることとなったかを見なければならぬ。ここではごく要点だけの指摘にとどめる<sup>2)</sup>。

この好況過程における特徴は、全体として膨大な産業資金の需要を惹起したことであった。

石炭、鉄鋼、機械など基幹産業の拡張と、電機など新興産業の台頭が、相互に連動して、生産と経営、新規投資の拡張をもたらしたからであった。このため手形流通や商業信用を拡張させただけでなく、ベルリン大銀行をはじめとする民間諸銀行は、交互計算信用や引受信用など、種々の形態で、産業にたいする信用供与を拡張した。しかもその信用供与は、経営信用だけでなく、固定資本信用の性格をも強めたことから、次第に貸付の長期化、固定化により流動性の低下をもたらすこととなった。証券発行による貸付債権の流動化や、手形割引市場での流動性資金の確保がおこなわれた。民間銀行の積極的信用供与による、信用関係の拡張によって、異常な緊張状態が金融システム全体に広がることとなった。ここにおいて、さきにも述べた兼営銀行制の特質が顕在化したのであった。

好況の進展と信用取引の拡張とともに、現金通貨に対する需要も著しく増大した。この段階では、ドイツの通貨構成に占める金属貨幣の比率は極めて高く、好況期の国内的金流出は、ライヒスバンクの金準備減少の大きな要因となった。このため、金属貨幣を補完する銀行券や、無現金的支払取引（振替取引）の役割が増大した。とりわけ後者については、国内的支払取引での金節約の促進のため積極的に取り組まれた。にもかかわらず、世紀末及び世紀初頭の好況の進展において、金属貨幣や銀行券など、現金通貨に対する需要の急増によって、ライヒスバンクの準備状況の悪化が進行した。(1907年には国内金流出に加え、対外的金移動の動きがこれに重なって生じたことから、ライヒスバンクの金準備の減少はきわめて深刻なものとなった)。

好況末期の局面で、ライヒスバンクは市中か

2) 拙著『ドイツ金融史研究』ミネルヴァ書房（近刊予定）第9章「ライヒスバンク政策の展開と金融市場」参照

ら手形割引の形態で、金属貨幣や銀行券など、現金通貨に対する激しい請求を受けることとなった。そのためライヒスバンクの金準備率は、深刻な状況に見舞われた。とりわけ銀行券発行の増大によって、無準備銀行券発行額の無税割当分の超過、発券税の支払いに追い込まれる事態が頻発した。これにたいしライヒスバンクは、金準備の減少を阻止し、市中からの現金通貨に対する請求を抑制する目的で、バンクレート of 再三にわたる引き上げを行った。しかし、バンクレートの引き上げは奏功せず、逆に、金流出と準備状況の一層の悪化が進行した。ライヒスバンクは、兌換性を維持することと、市中・民間の信用請求に応じていくこととの間の矛盾に直面した。金準備の減少に追い込まれたライヒスバンクは、バンクレートの引き上げによっても金流出の阻止が果たせなかったばかりか、逆にこうした危機的状況の下でさらに激しい国内的請求を受けることとなった。このような事態は何故また、何によってもたらされたのか、ドイツは、「通貨制度の構造的危機」にさらされているからではないかという深刻な危惧・懸念が広がったのである。

世紀初頭の恐慌、とくに1907年恐慌がドイツの通貨・銀行制度に与えた影響は、このようにきわめて深刻なものであった。恐慌によって、通貨制度の中心的な役割を果たすべきライヒスバンクの金準備率が低下し、「兌換性の維持」が危惧されるという、厳しい状況に追い込まれたことに端的に示されていた。問題の中心は、何よりもライヒスバンクの地位と役割が動揺にさらされていることであった。しかし、ここに示された深刻な状況は、ライヒスバンクをめぐる問題にとどまらなかった。この危機がドイツの金融システムの構造問題と、密接な関わりを

もつと考えられたからである。このため、07年の恐慌を契機として、ドイツの通貨・銀行、金融システムに関する大がかりな調査委員会が組織されることとなった。「バンク・アンケート・Bank-Enquete 1908/09」がそれである。

ここでは、このアンケート委員会の膨大な審議の中で、何が問題として取り上げられたのか、その問題は、20世紀初頭のドイツの現実的状況の中で、どのような性格を持つものであったのか、個々の論点の位置づけを明らかにし、さらにそこで、改革に向けてどのような方策が提起されたのかについて、基本的な内容を検討する。そのことによって、「バンク・アンケート1908/09」の論議がどのような意義を有するものであったかについて考えることとする。

### 第3節 「バンク・アンケート」の設置

#### 1 その背景

1907年恐慌によってひきおこされた、ドイツの通貨制度とライヒスバンクをめぐる危機状況に対する深刻な懸念の広がり、危機の打開と克服の方向を模索することを不可避とした。このような事態が生じたのはなぜなのか。準備率の低下をもたらしたのは、バンクの政策や行動、ないしは発券をめぐる制度に原因があるからなのか、あるいはバンクの活動の基盤（資本金、金準備）が弱体だからなのか。だとすれば、バンクの強化を図るには、どのような方策が採られるべきなのか。

他方、ライヒスバンクに激しい信用請求を行った民間・信用銀行には問題はなかったであろうか。とくに、世紀末の好況期や、20世紀初頭の好況過程で、民間・信用諸銀行は、産業にたいして大規模な信用供与（交互計算信用、

引受信用、ロンバード、ルポール信用など) を行い、その結果、銀行信用の激しい膨張が進行した。民間諸銀行のこのような産業金融のあり方や、現金準備に対する配慮についても、根本的な考察が必要とされた。

ライヒスバンクの政策をめぐっては、それまでに、外国と比較したドイツの高利子率水準にたいして不満が高まっていた。農業者や中小経営からは、バンクは農業や中小経営にたいして信用制限を行っているとの不満が提起され、その原因が、民間信用銀行、大銀行にたいして、寛大な信用政策を行っていることにあるとの批判が強まったのである。

ライヒスバンクにたいする、各方面からの疑問や批判の高まりをうけて、1908年1月8日、政府はライヒスバンク総裁コッホ (Koch, R.) の更迭に踏み切り、後任にハーフェンシュタイン (Havenstein, R. プロイセン州立銀行・ゼーハンドルング Seehandlung 総裁) を任命した。政府がこうした措置に踏み切ったのは、批判者に対する宥和策としてというよりも、政府自身、ドイツの通貨・信用制度がただならぬ状況にあることを認識し、改革の方向を模索することを迫られたからであった。しかも、ライヒスバンクの特権更新の期限を間近に控えている段階で、バンクのあり方を含む、広範囲の問題についての調査が不可避であったからに他ならない。

1908年1月14日の帝国議会で、カーニッツ (v. Kanitz) 議員の、高利子率へのバンクの対応措置を求める質問に答えて、政府は「バンクアンケート Bank-Enquete」を実施することを提案し、これによって大規模な調査が開始されることとなった。

## 2 組織と構成、アンケートの質問項目

バンクアンケートの実施のために、総委員会 Gesamtkommission が設置され、産業界、銀行界、学界などから、総数25名の構成メンバーが招集され、その議長には帝国宰相の意によりライヒスバンク総裁ハーフェンシュタインが就いた。委員には、リーサー (Riesser J.)、モムゼン (Mommsen, J.)、ロランド・リュッケ (Roland-Lücke, L.)、シンケル (Schinckel, M.) などの大銀行関係者、重工業や各地の産業界から、さらにワングenheim (Wangenheim)、ガンプ (Gamp) など農業団体関係者、プロイセン協同組合中央金庫総裁のハイリゲンシュタット (Heiligenstadt, C.)、そのほかレキシス (Lexis, W.)、ワグナー (Wagner, Adolf) などの学者・研究者が含まれていた。

総委員会の審議を助けるために、120名以上の専門家が委嘱され、二つの小委員会が組織された。(一つは、質問項目の第1と第2項目について、もう一つの小委員会は第6項目についてとりあげることとされた)。個々の問題についての結論のとりまとめ (議決) は最初から行わないこととされ、審議の経過については簡潔にまとめられ、[審議記録] Stenographische Berichte として、公表されることとなった<sup>3)</sup>。

3) バンク・アンケートの議事録および資料は以下の3点である。同時代のドイツの通貨・銀行・金融に関する文献はほとんどがこのアンケートで取り上げられた論点に関わって議論を展開しているのである。これについての詳細な文献目録は、前掲拙著 (近刊予定) 末尾の資料を参照いただくとして、ここでは関連する文献として、以下を挙げるにとどめる。Bankenquete 1908, Stenographische Berichte. Die Verhandlungen der Gesamtkommission zu den Punkten I-V des Fragebogens, Berlin 1908  
Bankenquete 1908/09, Stenographische Berichte. Die Verhandlungen der Gesamtkommission zu Punkt VI des Fragebogens, [Depositenwesen] Berlin 1910  
Bankenquete 1908/09, Materialien zur Frage des Depositenwesens (Punkt VI des Fragebogens) für



専門家の審議のために、設定された質問項目 (Fragebogen) は、総委員会での討議の対象・内容、基礎とされ、その項目に沿ってヒアリングが行われた。ここには、さし迫った通貨・銀行危機への対応の必要についての、政府の認識が滲み出ているのである。このアンケートが、全体として問題とした事項を理解するために、その主要項目を示しておこう(各質問項目には、さらに補足的な設問が付されている。それについては、以下で各項目ごとの検討のさいに述べることとする)。

- 【I】ライヒスバンクの資本金の増額(引き上げ)は望ましいかどうか、もし望ましいとしたら、どの程度の規模が考えられるか。
- 【II】ライヒスバンクの無税銀行券発行割当額を引き上げることは望ましいか。その際には、どの程度の規模が適当か。
- 【III】外国からの金の集中を促し、また外国への金流出を阻止するために、ライヒ

スバンクに、どのような政策手段が与えられることが必要か。

- 【IV】国内取引から、ライヒスバンクの金準備の強化を図ることは望ましいか。
- 【V】ライヒスバンクへの市中からの請求を縮減するように、留意することは望ましいであろうか。
- 【VI】預・貯金 (Depositen und Spargelder) の資産としての確実性と流動性のために、立法措置によって配慮することは、公共の利益の見地から、必要であるか。

以下では、アンケートの質問項目と審議の状況に沿って、そこにおいて質問・提起された事柄が、いかなる性格の問題であったのか、それが、ドイツの通貨・金融システムの問題状況とどのように関連していたのかについて、必要なあとづけをおこないつつ、審議のポイントを把握・検討することとしたい。

#### 第4節 「バンク・アンケート」の検討

##### 1 ライヒスバンクの強化・資本金増額をめぐる

質問項目の第1は、ライヒスバンクの資本金の引き上げについてである。これには、補足的な質問項目が付されていて、「資本金の増額は、貨幣市場やバンクの資産状態 Bankstatus にどのような作用(影響)をもたらすか、それはバンクレート(の状態)に持続的に影響を与えると考えられるか、あるいは、バンクの増資よりも積立金の強化を優先すべきかどうか」と問われていた。

このような質問項目が設定された背景は、金融市場と信用機構における、ライヒスバンクの

die Zweck der Bankenquete bearbeitet in der Statistischen Abteilung der Reichsbank, Berlin, 1910  
 Feiler, A., Die Probleme der Bankenquete, Jena 1908  
 Hartung, H., Die Depositengelder in der Bankenquete, Berlin 1910  
 Frankfurter Zeitung, Ergebnisse der Bank-Enquete. Sonderabdruck aus der Frankfurter Zeitung, Frankfurt, 1908  
 Die Reichsbank 1901-1925, Berlin  
 Schwarz, Otto, Diskontpolitik, Leipzig, 1911  
 Goldberg, Martin, Geschichte der deutschen Bank- und Münzgesetzgebung, Berlin 1913  
 藤瀬浩司, 「ライヒスバンクと国際金融市場—『銀行アンケート』(1908年)の分析」  
 東京大学『社会科学研究』第37巻4号 1985年  
 同, 「第一次大戦前夜のライヒスバンクと銀行統制」  
 藤瀬浩司 吉岡昭彦編『国際金本位制と中央銀行政策』名古屋大学出版会1987年  
 工藤 章, 「第一次大戦前のライヒスバンク」『金融経済』145号 1974年  
 同, 「20世紀初頭のライヒスバンク」『金融経済』159号 1976年

地位と活動能力が、低下してきているのではないか、という疑念が広がったことであった。「地位の低下や活動能力の低下」とは何をさしているかが明確にされる必要がある。ここで念頭に置かれていることは、端的には、逼迫期にライヒスバンクが、市中からの激しい請求を受けることによって、金準備率の危機的な低下に見舞われたことである。バンクが危機に追い込まれる事態を前にして、バンクの地位と活動能力を強化する必要があると考えられた。そのために、バンクの資本金の増額は望ましいことであるかどうかが問われたのであった。

資本金増額について、積極的な賛成の主張は、農業関係の代表者から出された<sup>4)</sup>。

彼らは、バンクが信用供与において、特定の階層（信用銀行、とくに大銀行）を優遇していると非難した。バンクは、農業、商工業などすべての社会層に対する、同等の信用供与者であるべきだ、との主張である。その上で、バンクは、不健全な信用請求はこれを排除し、広い範囲の信用請求に応じるべきであって、バンクの活動能力を強化するために、資本金の増額が必要であると主張した。しかし、この主張では、バンクの増資が、活動能力の強化とどのように結びつくのかは明らかではなかった。

これにたいして委員の多数は、増資によってバンクの強化がはかられるという見解には否定的であった<sup>5)</sup>。彼らは、バンクの強化は、資本金の大きさにではなく、他の要因とりわけ金準備

備の増大によるべきものと考えた。それ故に、金による応募がある場合をのぞけば、増資が金準備の強化をもたらすとは直ちには言えない以上、これに肯定的な評価を下すことには消極的であった。中央銀行の資本金の大きさは、その活動能力と直接関わるものではない。バンクを強化する基本的方法は、その金準備を増強することである。しかし、それでは、バンクの資本金はどのような性格をもっているのだろうか。それについてはバンクの業務に対する「保証基金 Garantiefond」としての性格をもっているという主張がなされた<sup>6)</sup>。

緊急時にバンクが救済融資を行うときなどにはこのことが意味を持つ。同様に、バンクの積立金の増額もバンクの緊急時の行動を支えるものとなることは明らかである。

しかし、金準備が増大すれば、それで問題が解決するとは簡単には言えない。中央銀行は、信用制度や信用機構の流動的狀態を維持確保するために、常にこれらを監視することが必要である。しかし、信用機構の動揺や危機に対しては、金準備が最終的な支柱になるのである。

ところで、この問題の論議の過程で、ライヒスバンクのあり方、性格について対照的な立場が浮き彫りにされたことは興味深い。先に見た増資賛成論の見地からの主張は、バンクは広範囲の国民諸階層からの信用請求に応ずるべきだというものであった<sup>7)</sup>。

他方これに対する反対論としては、バンクが果たすべき役割は、国民各階層に信用を供与することなのではない。国民経済全体の貨幣流通のコントロールをはかり、「諸銀行の銀行」、「最後の貸し手」としての役割を基本とすべきとの

4) Bankenquete 1908, Stenographische Berichte. Die Verhandlungen der Gesamtkommission zu den Punkten I-V des Fragebogens, Berlin 1908 バンクアンケートの議事録からの引用については以下では、Bank-Enquete I, および II と略記し、発言者の名前と頁を示すこととする。(Bank-Enquete I Gamp, S. 1-5, Wangenheim, S. 11, Cetto, S. 30)。

5) Bank-Enquete I, Schinkel, S. 11-13, Fischel, S. 14-18, Roland-Lücke, S. 40-42

6) Bank-Enquete I, Fischel, S. 16

7) Bank-Enquete I, Gamp, S. 1-5

見地からの主張がなされた<sup>8)</sup>。

ライヒスバンクは民間銀行だけでなく、農業や商工業その他にたいしても信用供与を行っていたのであり、そのことは、振替取引のサービスについても同様であった。そしてライヒスバンクのその後の展開は、諸銀行の銀行としての性格が次第に強化されていくのであるが、バンクをめぐるこうした議論がなされたということは、この段階のライヒスバンクの実態・状況の一面を明らかにしている。

## 2 金属無準備銀行券の無税割当額引き上げ

質問項目の第2は、ライヒスバンクの無税発券割当額の引き上げについてであった。そして補足的質問として、もし引き上げるとすればどの程度が適当であるか。引き上げによってどのような利点が見込まれるか。また引き上げはバンクレートの状態に影響を与えられようかどうか、が付けられていた。

これは、ライヒスバンクの発券規定において、金属によって裏付けられない保証準備発行額の増加を抑制する目的で設けられた制度であった。発行限度を割り当てることによって一つの枠を設けた上で、割当額を超過するさいには、年5%の発券税の支払が課せられた。世紀初頭とくに1907年恐慌への過程で、無税発行割当の限度額を超えた発券の増大が頻発した。

まず、この制度のために、バンクレートの頻繁な引き上げが行われたのではないかが問われたのである。ライヒスバンクが、無準備銀行券発行が増加し割当額を超過する事態にたいして、発券税の支払い負担の回避という「私的利害」のために、バンクレートの引き上げを

行うことはなかったかどうかについては、事実によって明確に否定された。

この制度は、イギリスのピール銀行条例における、保証発行額固定化の考え方について、それが恐慌を激化させることとなったという批判的評価（「窮屈なチョッキ」）と、しかし他方では、無準備銀行券の増加に対する根強い懸念から、これにある制限を加えるべきという主張が対立し、その妥協として、ドイツ的な「改作」が加えられた結果であった。それによって、保証発行の割当額として一応の枠を設けつつ、しかしその割当額は固定的なものではなく、割当額の超過に対しては、発券税支払によって弾力的な拡張を一方では可能とし、他方では発券税によって、発券の増大に抑制を加えようとしたのであった<sup>9)</sup>。

この発券規定をどのように考えるべきかについては長く議論が重ねられてきた。1/3金属準備規定のほかに、発券額の上限を設ける理論的根拠を見いだすことは難しい。流通銀行券の総額は、商品取引の動向と支払決済の状況によって規定されるものである。したがって好況期の景気拡大によって銀行券需要の増加が生じたさいに、それを人為的に制限することの誤りは明白であるが、しかし、保証発行銀行券の増大が通貨秩序を混乱に導くのではないかという危惧は、伝統的に根強く主張されてきたのであった。アンケート委員会におけるメンバーの多数派も、この制度（無税発行銀行券の割当制による発券額の上限抑制）が、「公衆に対する警戒信号 Warnungssignal」として、なくてはならないものと考えたのである<sup>10)</sup>。

8) Bank-Enquete I, Fischel S. 14-18, Schinkel, S. 11-13

9) 拙著『ドイツ金融史研究』ミネルヴァ書房（近刊予定）第8章「ライヒスバンクの成立」を参照

10) Bank-Enquete I, Kampf, J., S. 44, Raab, S. 28

11) Bank-Enquete I, Schmidt, S. 37, Gamp, S. 43

これに対し、発券の上限を人為的に制約するこの制度についての反対者は少数派であった。批判の論拠は、いずれも、人為的制限の理論的根拠が不合理であることであった。そして、そのような制度を完全に廃止し、金による準備率のみに重要性を与える制度が主張されたが、多数を得るにはいたらなかった<sup>11)</sup>。

しかし、20世紀に入って銀行券に対する需要が拡大して、割当額の超過が頻発する事態を前にして、商品取引や経済規模、さらにはライヒスバンクの活動規模の拡張に応じて、発券割当額を引き上げることの現実的必要性は、とりわけ季末需要についてそうであったが、認めざるをえなかったのである。それをうけてフィッセルは、ライヒスバンクの発券割当額を、550百万マルク（季末については750百万マルク）に引き上げることを提案したのであった。それは委員会メンバーによって受け入れられた<sup>12)</sup>。

### 3 金準備の強化・対外的金集中策、金流入の促進をめぐる

第3の質問項目は、外国からの金集中、金流入の促進、および金流出の阻止にとって有効な方策は何かであった。この点に関する補足的質問は、「A. 外国からの金吸収・集中を促進させる効果的な方策は何か、割引政策の目的にかなった実行によってか、為替政策（外国為替政策）の育成によってか、金輸入のための無利子の前貸しの供与などを行うことによってか」。および「金の対外的流出の原因は何か、どのような方法で対外流出に効果的な対抗策が取れるか、とりわけこの点に関してバンクレート政策の作用効果はいかなるものか」、さらに、い

ゆる「金プレミアム政策」の位置づけについて、またその政策採用にあたっての前提と、政策の効果は何かが問われた。

ライヒスバンクの金準備強化を進める上で、この質問項目は、多くの人々によって、アンケートの中でも重要な論点をなすものと受けとめられた。この問題は、ドイツの国際収支の状態に規定されるという点については、委員の多くが同意した。しかし、ドイツの国際収支の現実についての認識は、委員の間で大きく分かれていたことが明らかになった。

ライヒスバンクがそれまでに、外国からの金集中を促進するために実施してきた政策については、基本的に賛同の意見が述べられた。まず、バンクによる外国為替政策についてである。19世紀末からバンクの外国為替（主としてポンド為替であるが）の保有が増加し、とりわけ1908年からは大規模に行われた。外国為替（金為替）保有の、政策としての有効性とは、為替相場の悪化による金流出の事態にたいして、保有外国為替（金為替）の市場売却によって、金流出の抑制に効果が発揮されることが認められたからである。金為替保有の効果として、相場に対する介入手段として、その意義が重視されることとなった<sup>13)</sup>。

また、以前から行われてきた、金輸入に対する6週間以内の無利子の前貸し措置については、外国の金を引き寄せる目的に沿うものとして妥当な措置とされた<sup>14)</sup>。

しかし、金プレミアム政策に関しては、制度的な混乱をもたらすものとして委員の多くは反対の意向を示した<sup>15)</sup>。

11) Bank-Enquete I, Schmidt, S. 37, Gamp, S. 43

12) Bank-Enquete I, Fischel, S. 46

13) Bank-Enquete I, Schinkel, S. 87, Fischel, S. 114-115

14) Bank-Enquete I, Havenstein, S. 85

15) Bank-Enquete I, Wagner, S. 97

外国から金を引き寄せる目的でのバンクレート引き上げについても、多くの議論が行われた。そもそもドイツの金利水準は、公定歩合にしてもすでに諸外国に比して高水準にあって、そのことが各方面からの批判、非難を招いていた。だから、金引き寄せの目的でのバンクレート引き上げを認めることは、バンクの立場からは、あり得ないことだった。しかも、引き上げが効果を発揮するか否かは、バンクレートに連動して、市場金利が変動・上昇することが少なくとも条件であるが、その可能性が確実なものではなかったからである。むしろ、バンクレート引き上げがもたらす、もっとも現実的な帰結は、外国からの短期資本の流入（対外短期債務の増大）であった<sup>16)</sup>。

この質問項目についての議論は、ドイツの国際収支の現状認識によって、大きく左右された<sup>17)</sup>。おおかたの委員の現状認識は、ドイツの国際収支の悪化が進行していること、それは為替相場の動向に反映されている、というものであった。その原因は、一つには貿易収支の状況であり、工業原料と食料の輸入が工業製品輸出を上回って増大していること、さらに第二の原因として、外国への長期信用の供与、外国企業への資本参加や創業、外国証券投資の増大などによる対外投資が、国際収支を圧迫し、その赤字を増加させていると考えられた。さらに、対外投資の役割を、国際収支や金移動と関連させて、いかに評価すべきかが焦点となった。対外投資を推進・擁護する立場からは、ドイツの工業製品の輸出を拡張する、持続的効果を発揮する点が強調された<sup>18)</sup>。他方、対外投資が、国際

収支の悪化と金流出の重大な原因をなしているとして、外国投資にたいして何らかの規制を加えるべきとの主張が、有力な意見として出された<sup>19)</sup>。

これらの議論を通じて改めて明らかになったことは、ドイツの国際収支の状況が、容易ならざる事態を迎えているということであった。貿易収支の悪化は国民経済の総体に関わる大きな問題であり、対外投資に何らかの規制を求める意見が提起されたが、それとならんで、実態の把握が困難であるだけに、より深刻に受けとめられた問題点は、ドイツが対外短期債務を大規模に増加させていることについての懸念であった。

#### 4 金準備の強化策・国内的金集中の促進

質問項目の第4は、ライヒスバンクの金準備の強化策として、国内流通からの金集中の可能性についてである。どのような手段・方法によってこれを進めるのが望ましいかについて、以下の補足的質問が付されている。

- A. ライヒスバンク券に法定支払手段 (gesetzlicher Zahlungsmittel, legal tender) の性格を付与する方法によって、
- B. 少額銀行券 (50, 20マルク券) の発行の拡大によって、
- C. 振替、小切手、清算、相殺取引を拡大し、流通手段に対する需要を抑制することによって、進めるか。この目的のために、どのような措置が採られるべきであろうか (国立の手形交換所 Reichs-clearing)。これに関連すると思われる次の方法、つまり

- (1) ライヒスバンクの振替取引における振替預金の最低額の引き上げ、

16) Bank-Enquete I Riesser, S.79, Raab, S.82, Kanitz, S. 141

17) Frankfurter Zeitung, Ergebnisse der Bank-Enquete, S. 22-30

18) Bank-Enquete I Fischel, S. 101-116

19) Bank-Enquete I Gampf, S. 64-68

(2) ライヒスバンクへの利付き預金の受け入れ

(3) ライヒスバンクによる小切手の買い入れは、目的にあっていて有効（効率的）であるか。以上が補足的質問である。

この質問項目の背景として留意する必要があるのは、ドイツの通貨構造における金属貨幣流通のウエイトの高さであった。好況の進展とともに、国内の金貨流通の増大が生じたことはすでに見たとおりである。したがって、アンケート委員会において、国内流通領域での金貨流通を縮小させ、それによってライヒスバンクの金準備を増強させることについては、大きな意見の対立は存在しなかった<sup>20)</sup>。

国内流通からの金集中をはかる方法として提起されている、少額銀行券の発行については、20、50マルク券の発行拡大によって、所得流通における金貨の銀行券による代替が提案された。それまで銀行券の最低額面は、100マルクであった。それゆえ所得流通に適するものではなかったため、金属貨幣流通がとくに大きな比重を占めることとなった。そのため所得流通における金の節約をはかり、バンクに金を集中することが求められたのである。その際、当然であるが、少額券も含めて、兌換の維持を図るべきとされたのであった。

さらに、この点とも関わるが、ライヒスバンク券にたいして、法定支払手段としての性格を付与することについては、それによって銀行券流通の拡大をはかるというよりはむしろ、すでにライヒスバンク券が事実上その地位を獲得している現実を、法的に追認することであると受けとめられた。銀行券流通の拡大は、銀行券そ

れ自体の確実性に対する信頼によるものだからである。その際、政府紙幣と民間銀行券については、法定支払手段の性格を認めるべきではないとの意見が支配的であった<sup>21)</sup>。

小切手取引や振替取引などの、無現金的支払取引の拡張は例外なく賛成された。ライヒスバンクが創業以来進めてきた振替取引と、小切手取引を含めたライヒスバンクの手形交換所を通じた支払取引の無現金化が、現金貨幣の節約を著しく進展させたことは明らかなことであった。

## 5 ライヒスバンクへの請求の抑制について

第5点目の質問項目は、ライヒスバンクに対する、信用請求の抑制に留意することの是非についてである。この質問項目の補足質問として、特定の時期に支払取引需要が集中する問題、とくにいわゆる季末需要（Quartalbedarf）と財政資金の需要を、時期的に分散させる可能性や、財政資金のファイナンスの改善策が提示された。

問題の背景としては、90年代後半以降、バンクが繰り返し、周期的に激しい信用請求をうけたこと、とりわけ景気変動的な要因と、ドイツの支払慣行に関連する、季末需要が重なり合っけて押し寄せたため、ライヒスバンクの準備率を低下させ、異常な緊張状態をもたらしたからであった<sup>22)</sup>。

危機的な時期における信用授与を制限することについては、まず、支払慣行による季末の支払需要は一時的なものであり、それが経過すれば還流する性格をもっていることから、これを制限することに対しては、バンク自身、否定的であったし、委員の間でも意見が分かるとこ

20) Frankfurter Zeitung, a. a. O., S. 42-47, Feiler, a. a. O., S. 22-28

21) Die Reichsbank 1901-1925, S. 30

22) Frankfurter Zeitung, a. a. O., S. 48-55

ろであった。季末に集中する需要を分散させるという考え方についても、その可能性も含めて議論は分かれた。しかし委員会は、ライヒスバンクの以下のような見解には賛意を示した。それは、危機的な時期に限定される措置であって、一つは、特定の種類の手形をバンクの割引から排除すること、たとえば投機的な目的に用いられる手形や、融通・繰り延べ手形をバンクのポートフォリオから一掃することである。そのような手形を識別する困難はあるが、そうした措置は、発券銀行にとっての防衛措置であると考えられたからである。さらに、外国で振り出され、国内に宛てた金融手形の買い入れ拒否については、外国からの不適切な需要を充足することは、発券銀行に期待される事柄ではないことが、根拠とされた。これらの信用制限措置は、金準備の防衛のためのバンクレート引き上げによっても、バンクへの請求が抑制できないといった、危機的な時期においては、中央銀行の兌換性の維持のために、容認されるべきだとバンクは考えたのであった。

バンクのこの考え方が支持されたことは、当然である。しかし事態の本質として、ここに見られるような、不適切・不健全な信用請求を排除すれば、問題が解決されるものでなかったことも明らかである。バンクにとって最大の問題は、危機的な時期に、民間諸銀行の側から、激しい信用請求を受けたことであった<sup>23)</sup>。

この点は質問項目の最後の問題とも関わっていたのである。

## 6 「預金問題」、預金支払の確実性と流動性、預金者保護、民間銀行の流動性・準備をめぐって

第6項目は、民間銀行の預金や貯金の運用について、法律によって、その確実性や流動性を考慮することは、公共的利益のために必要であるか、というものであった。

補足的質問として、この目的のためにどのような措置が考えられるか、それによっていかなる効果（作用）が期待できるか、また、信用機関（銀行、信用協同組合、貯蓄銀行など）の種類・性格による相違についての設問もなされた。

第6の質問項目は、いわゆる「預金問題 Depositenfrage」と呼ばれていた。この問題は民間銀行側に直接的な影響をもたらす内容を含んでいた。また、バンクアンケートの全体の中でもっとも大きな問題が、預金制度の「規制」の是非をめぐってであると理解されていた<sup>24)</sup>。

問題の背景として、以下のことを指摘しておきたい。預金の「確実性、流動性」に配慮するということは、すなわち預金支払いの確実性を確保し、預金者の利益を保護することを意味していた。すでにそれまでに、70年代の創業ブームの崩壊において、また90年代初頭にも、さらに1900年恐慌の勃発において、繰り返し銀行破産と、銀行預金者に被害をもたらす事態を経験してきたからであった。銀行が預金を基礎にして投機的な資金運用を行ったこと、工業への信用拡張によって貸付が固定化し、回収不能の事態が損失を広げたこと、さらには証券発行や創業業務などの証券業務によっても、銀行の経営悪化を加速させるというケースが生じた。したがって銀行経営の危機・破産によって預金者に

23) Bank-Enquete I Havenstein, S. 248, Schinckel, S. 249, Singer, S. 274

24) Hartung, H., Die Depositengelder in der Banken-enquete, Berlin 1910 S. 3

被害を及ぼす事態を回避するには、預金を基礎に投資や貸付を行う、銀行の行動・業務のあり方を問題にすることが必要であり、預金の支払いを確実にする現金準備の確保や、「銀行流動性」の維持が問題とならざるをえなかった。

したがって、預金の「確実性、安全性」に配慮することが、「一般的」利益に適うものという点では、アンケート委員会的一致が見られたとしても、預金者の利益をどのようにして保護するかをめぐっては、信用銀行側にその行動の抑制をも含めた広範囲に及ぶ影響をもたらすことが、委員によって十分に認識されていたのである。当然、銀行業務と証券業務の兼営制自体も批判の対象として取り上げられ、分業論の主張にまでおよぶこととなった。

預金者の利益を保護し、預金の支払いを確実に保証するには、銀行の貸出や投資における流動性の確保が不可欠である。ここでは銀行の貸出や投資のありかたが問題となる。同時に、銀行の流動性を維持し、民間銀行が十分な現金準備を保持することが、求められた。ライヒスバンク総裁で、アンケート委員会議長であるハーフェンシュタインは、「この問題は、我が国における信用機構の健全性強化をめざすためのものである」<sup>25)</sup>と述べたが、同時に彼は、そのことによって、逼迫時に繰り返された民間銀行によるライヒスバンクへの請求の殺到、バンクの金準備率の異常な低下と兌換性をめぐる通貨制度の危機の、再発回避を目指していたことは明らかであった。

ドイツの工業化と銀行の発展を支えたのは巨大な預金の集積であり、国民の貯蓄が工業、輸出産業に向けられた。銀行業における集中化は、

大銀行のもとへの預金の集積を進展させた。大経営による小経営の圧迫が進むとともに、中小業者や農業者の金融難の解消のために、相互扶助的金融組織である信用協同組合 Kreditgenossenschaft が設立された。大衆貯蓄機関としての公営・私営の貯蓄銀行 Sparkasse もまた貯蓄の集積を進め、地域・都市開発、住宅建設などの資金需要を賄う役割を果たした。これら各信用機関の預貯金やその運用・投資をめぐってもアンケートで議論された。しかし、信用銀行の他人資金・預金の「確実性、流動性」が、問題を抱えていること、この点に最大の関心が集中したのである<sup>26)</sup>。

その際、留意すべき点は、ドイツにおいて「預金」と呼ばれるものの内容が、きわめて包括的・多義的なことだった。それは、銀行と顧客との交互計算取引が、包括的な内容を持っていたことと対応していた。というのは、いわゆる交互計算預金、「Kreditoren・交互計算・債権者勘定」の内容は、銀行取引顧客・企業の購買・支払のための、当座・要求払い預金という性格を基本としつつも、貯蓄預金 Depositen と未分化に計上されることが多かったし、企業の増資や社債などの証券発行手取金が、ここに含まれることが普通であった。さらには減価償却や積立金が含まれることも多かった。交互計算預金 Kreditoren と貯蓄預金 Depositen を区別して扱う場合でも、その境界は、各銀行毎に、異なった分類基準で行われた。したがって、そこでの流動性の概念も多義的とならざるをえなかったのである<sup>27)</sup>。預金の内容が包括的・多義的であったことは、預金の流動性、確実性確保のた

25) Bank-Enquete II, Havenstein, S. 90

26) Bank-Enquete II, Schinckel, S. 58-59, Schmidt, S. 69

27) Bank-Enquete II, Stroll S. 22-27



めの、具体的措置をめぐる、その後の議論全体にも影響を及ぼすこととなった（「預金」の受入限度を設ける提案、「預金」準備を保持することを義務づける提案などとも関連していた）。

委員会は次に、預金の流動的運用・投資についての審議に移った。①1900年恐慌のさい、ライプチヒ銀行において、地域の産業への信用供与が不良貸付化し、その結果、銀行の破綻と預金者への損害が発生したように、まず工業的企業への銀行の信用供与が増加したことが指摘された<sup>28)</sup>。銀行と産業との過度の結びつきの中に、不健全な貸出とその固定化が生じる土壌が形成されている、という主張である。②また、ドイツの銀行システムは、「預金制度と投機銀行との結合」であるとして、これは大きな危険を含むものであること<sup>29)</sup>、銀行業務と証券業務、さらに産業金融（長期設備貸付）への強い傾斜という特徴を示したドイツの兼営銀行制にたいしては、以前からの批判の歴史があった。兼営銀行制にたいする批判の論拠は、証券業務との兼営によって、さらに、長期の設備貸付による資本の固定が、預金者の利益を脅かす危険であった<sup>30)</sup>。

そのため、イギリス型銀行システムへの移行、銀行業務と証券業務の機構的分離の主張<sup>31)</sup>や、さらには純粹の預金銀行制度を分離・創出する構想などが唱えられた<sup>32)</sup>。他方、ドイツ型銀行・

兼営制擁護の立場からは、工業化の急速な進展を可能にした銀行システムの巨大な貢献という、動かしがたい現実が指摘された<sup>33)</sup>。しかしこの「現実の重み」を認めざるをえないとしても、逆に、預金の確実性や流動性が脅かされる「現実」を無視することもできなかったのである。③したがって、そのためにも預金の流動的運用・投資の重要性が強調されたのは当然であった。とくに確実な手形投資の重要性と、手形投資の比重を高めることについては、多くの委員によって、きわめて望ましいことと考えられた<sup>34)</sup>。いうまでもなく即時流動化可能な資産として、優良手形の十分な保有によって備えることが、銀行の流動性を高め、預金の確実な支払にとって必要な前提である。しかし、実際の経験によれば、銀行の引受信用、引受手形の濫用が広がったことが緊張を激化させたことも指摘された。この点はすでに本文で繰り返し指摘したが、引受信用の拡張によって、銀行引受手形が信用請求の手段として広く用いられたこと、そして、逼迫時にライヒスバンクに大量に持ち込まれたからである。このような「不適切な手形」の排除は、信用機構の健全化に不可欠であり、手形の吟味と選別、さらに信用銀行の引受信用の抑制が求められた<sup>35)</sup>。

また、手形とならんで、流動性の高い有価証券投資が勧められた。とくに強調されたのが、信用銀行による国債保有であった。諸外国と比較しての国債保有の遅れや、国債発行の促進を通じて、政府部門の役割の強化を図る見地から

28) Bank-Enquete II, Heiligenstadt, S. 39, Hartung, a. a. O., S. 13

29) Feiler, A., a. a. O., S. 34

30) Weber, A., Depositenbanken und Spekulationsbanken, 1902, Warschauer, Otto, Das Depositenbankwesen in Deutschland, mit besonderer Berücksichtigung der Spargelder, (Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik, 3 Folge 1904 Bd.27 S. 433-487)

31) Bank-Enquete II, Heiligenstadt, S. 42

32) Warschauer, O., a. a. O., S. 473, 477, 481, Straus,

C., Unser Depositengeldsystem und seine Gefahren, Frankfurt a. M. 1892, S. 38-39

33) Bank-Enquete II, Riesser, S. 193-(Die Reformvorschläge auf dem Gebiete des Bank-Depositenwesens und deren Begründung)

34) Bank-Enquete II, Schinkel, S. 118

35) Bank-Enquete II, Heiligenstadt, S., 166

の主張であった。これが国債相場に及ぼす影響であるとか、ライヒスバンクの政策手段としての国債ロンバードの評価についても論じられた<sup>36)</sup>。しかし、危機的な時期の相場下落や売却困難の問題をめぐる、流動資産としての手形との相違も軽視されるべきではなかった<sup>37)</sup>。

このほかにも、この問題に関連した系論としては、預金の受け入れについて、自己資本との比率で一定の限度を設けること、預金の受け入れを一定の機関に限定するという提起や、銀行破産時の預金(者)債権に優先的権利を与える構想、預金を受け入れる銀行と長期の貸付を与える銀行の分離論、さらには工業金融のための専門的債券発行銀行を創設する構想などが提案された。

工業への信用供与とその貸付の固定化が、銀行の経営を悪化させ、信用関係に過度緊張と危機をもたらしていること、さらに証券業務との関連で銀行の証券金融の拡張が進行したこと、したがって銀行の流動性は、銀行信用のあり方と密接に関わっていた。だとすると、貸付や投資の流動性維持と、現金・支払準備に対する配慮は、民間信用銀行のレベルでどのように行われるべきなのであろうか。アンケート委員会の審議は、その点にまで及んでいった。すでに見たとおり、逼迫期における現実、民間銀行がライヒスバンクに殺到し、激しい請求を行ったことであった。ライヒスバンクは、民間信用機関が異常な状態で資金の必要に迫られたときに、どこまで資金を用立てることが出来るのか、またどこまでそれをなすべきなのか。(1901年の経験では、ドレスナー銀行が、数日の間に60

百万マルクの預金が出流に見舞われた。それに対してライヒスバンクは手形割引を通じて資金を供給し続けた)<sup>38)</sup>。

銀行破産の発生に対する預金(者)保護のあり方については、預金(者)債権に他の債権にたいする優先権 *Vorrecht* を認めるべきであるという考え方が提案された。しかしそのためには、預貯金の概念内容の明確化が必要であった。さらに、預金債務にたいして、諸銀行が連帯して責任を負うという考え方が提起された。これによれば、銀行が預金者を守るために、諸銀行が「シンジケート」を結成し、銀行の破綻のさいにこのシンジケートを通じて連帯して預金債務の支払責任を負う。そのため、このシンジケートは流動的な準備(現金、国庫証券、金為替等)によって備えるという構想であった<sup>39)</sup>。

ライヒスバンクは、諸銀行の「究極の避難所」と考えられていた。そのためライヒスバンクは「中央貨幣貯水池」としての力を強めるために、内外からの金準備の集中に努力を傾けた。しかし、ライヒスバンクへの依存を可能な限り少なくするため、個々の民間・信用銀行のもとで、準備強化を進めることも不可欠である。問題はここからさらに、信用機関の資産運用のあり方を、法律による干渉、つまり法的な措置を通じて「規制」することの是非については、議論が紛糾するものとなった。

委員会の議論において、民間銀行が預金に対して十分な準備を維持・確保することが、預金者保護の目的にとっても、銀行の流動性維持にとっても望ましいことと考えられた。しかし、

36) Bank-Enquete II Schinkel, S. 118, Wagner, S. 125, Schmidt, S. 154

37) Bank-Enquete II Weber, S. 114

38) 救済融資のケースがそれである。Hartung, a. a. O., S. 16-17

39) Bank-Enquete II Stroll S. 95, これは今日の預金保険制度の考え方につながる内容と考えられる。

それをどのように実施するかについては、意見はまとまらなかった。もっとも大きな影響力を持ったハイリゲンシュタットの提案は、信用機関が預金・貯金の一定の比率（1～2%が想定されていた）をライヒスバンクに預託するという内容であった<sup>40)</sup>。これは「預金準備」制度に連なる構想とみることができよう。提案者の意図によれば、これによって預金の支払いのための準備が確実になり、同時にライヒスバンクの資金的強化が指されたのである。しかしこの提案については、いわゆる「強いられた準備 Zwangsreserve」と表現されたことからわかるように、激しい批判が出されることとなった。批判の一つは、もしこれが法的に強制されることになれば、著しい資本が経済界から奪われることになり、それによって大きな犠牲を受けらるであろう。第2に、その程度の準備では、銀行倒産にとって、ほとんど有効とはならないであろう。そのようなやり方ではなく、信用機関が流動的な準備（手形等）の保有を強化することこそが必要なのだ。さらにまた、外国政府機関による、我が国信用機関に対する預金の引き出しを惹起するであろうとの主張も行われた。この提案は、諸銀行の現金準備の一定部分を、ライヒスバンクに預金することによって、現実的には信用銀行の行動に抑制をもとめる内容であったが、これにたいしては、銀行側から「実行困難な」提案であるとして激しい批判がまきおこった。

しかし委員会の多くのメンバーは、信用銀行が預金のための準備を保持すること（預金準備）に批判的だったわけではない。そうではなく、これを法律によって規制することの是非につい

て強い批判や疑義が出されたのである。したがって法的な規制によってではなく、むしろ民間諸銀行の自主的行動によって、準備の強化を図り、それによって信用機関の強化を実現することの方が、目的に合っているのではないかと考えられた。こうしてハイリゲンシュタットの提案をめぐることは、「実行困難な」内容であるとして、批判者が多数を占めるという結果となった<sup>41)</sup>。

以上のことからわかるように、バンクアンケートでは、明確な具体的な結論なり成果がまとめられたわけではなかった。しかし、そのことの故に、バンク・アンケートにおける論議の内容とその意義について、消極的な評価を下すことは適当ではない。バンクアンケートの討議を締めくくる結語において、ハーフェンシュタインは、以下のことを強調した。つまり、現在、ドイツの信用機関には数多くの困難な事情と欠陥が存在していることが明らかにされたこと、それらは、ドイツの急速な経済的発展と結びついて今日まで維持されてきたものであることを確認する。しかもこの問題については、多くの対立や疑問、見解の大きな相違が存しているが、アンケート委員会の討議を重ねることによって、問題を明確にし、諸対立をやわらげることが出来た。しかしそれらの誤った状態や行き過ぎは、それぞれの信用機関やこの国の信用機関の責任ある指導者たちによって、はっきりと認識されて、広い見地と慎重な判断とともに厳粛な意志を持って、必要な節度をもってコントロールされたならば、除去できるものなのだ、と述べて、バンク・アンケートを閉じたのである<sup>42)</sup>。

41) Hartung, a. a. O., S.59

42) Bank-Enquete II Havenstein, S. 191-192

43) 藤瀬浩司「第一次大戦前夜のライヒスバンクと銀行統制」, 181-182頁

40) Heiligenstadt, C., Der deutsche Geldmarkt, Schmollers Jahrbuch, Bd. 31, Heft, 4 1907 S. 98

アンケート委員会において、ライヒスバンクと信用機構の強化、健全化のために多くのメンバーによって支持された事項・内容のいくつかは、その後、バンクと政府によって具体化されることとなった。1909年の銀行法改正（Bankgesetznovelle 1909）においては、①ライヒスバンク券の法定支払手段化 ②無準備銀行券発行割当の増額。③少額銀行券の発行などが盛り込まれた。並行して小切手法、郵便小切手法などの無現金的支払取引の一層の拡張、それらの措置による国内的金集中策が進められた。対外的な金・外国為替政策として、外国為替保有が意識的に拡大されていった。さらにライヒスバンクが受け入れる手形の選別、厳格な吟味が実施されることとなった。また、民間銀行側の自主的協調行動として、あらたな発表形式による「二ヶ月貸借対照表」が自主的に公表された。これには新たな形式による流動性内容や、預金の新たな分類表示なども含まれていた。

しかしこれらの新たな措置によっても、事態の根本的な改善が図られたわけではなかった。むしろ、状況の一層の深刻さが浮き彫りにされることとなった。

## 小 括

すでにこれまでの考察から明らかなように、ベルリン大銀行を頂点とするドイツの諸銀行は、工業の拡大にたいして、積極的信用拡張を

進めた。その結果、民間諸銀行の現金準備率の極端な低下がもたらされた。そのため、現金通貨需要の急増する逼迫時や季末において、ライヒスバンクに激しい請求が行われた。ここにおいて、問題が先鋭に表現されたのであった。ライヒスバンクの認識では、金準備の確保やその増強の視点だけでは十分ではなかった。民間諸銀行自身による現金準備の改善・強化の必要性が重視されることとなった。民間諸銀行が改善された十分な程度で現金準備を保持することによってはじめて、ドイツの信用機構が、確実なものとなり、また強化されると考えたからであった。

つまり、ライヒスバンクに対する激しい請求によって、ドイツの通貨制度を構造的な危機にまで追い込むことになった事態の解決は、民間銀行組織がその現金準備と流動性の維持に、自発的に配慮することによって、信用膨張の抑制を図るほかにはありえなかった。このことは、同時に、兼営銀行制度における銀行流動性問題の決定的意義を明らかにするものであった。しかしこれによって、状況の改革がはかられることとはならなかった。その後の金融逼迫においても、再び危機が到来したからである。バンクアンケートは、このように、ドイツの銀行と金融構造の、さらに通貨制度の基盤を揺るがした、危機の性格を明らかにするものであった、ということができる。

〔静岡大学人文学部教授〕